

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱

〔 制定 2 食産第 6 8 0 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 新食第 2 0 6 9 号

(趣旨)

- 第 1 地域食品産業連携プロジェクト推進事業（以下「補助事業」という。）は、地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者による自発的かつ持続的なビジネスの創出に要する経費の一部を国が補助することにより、これまで地域で展開されていた 6 次産業化や農商工等連携、地産地消、食品産業における地域の農林水産物等の利用促進の取組を昇華させるものとして、地域内外の多様な関係者が協働して、産業連携や異業種等の技術や知の集積を融合することによるイノベーションの創発、消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデルの創出を推進することを目的とする。

(通則)

- 第 2 補助事業の交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に当たって必要な事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第 3 補助事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、地域の食品産業の競争力強化に資することを目的とする。

(定義)

- 第 4 この要綱において「L F P」とは、地域食品産業連携プロジェクトをいう。
- 2 この要綱において「中央 L F P」とは、地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業の実施主体をいう。
- 3 この要綱において「ローカルフードビジネス」とは、L F P が創出する社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルをいう。
- 4 この要綱において「L F P パートナー」とは、L F P に取り組む農林漁業者、加工業者その他の商工業者（地域の中核的な企業）、流通・販売事業者、観光事業者、金融機関、大学、試験研究機関、各種アドバイザー、食品産業以外の異業種等をいう。
- 5 この要綱において「L F P コーディネーター」とは、中央 L F P に所属する L F P の

専門的な知見を有する者をいう。

(補助事業の内容)

- 第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。
- 2 補助事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、補助事業者、間接補助事業者、補助率、実施要件及び実施期間は、別表1に定めるところによる。

(事業計画の提出)

- 第6 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に別記様式第1号による事業実施計画を提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、間接補助事業の交付決定をしたときは、交付申請書に添付されている別記様式第13号による事業実施計画を速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付申請手続)

- 第7 補助事業者が当該補助金の交付を受けようとする場合は、別記様式第2号による交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条に基づき大臣が定める適正化法第5条の申請の時期は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付の申請があった場合は、審査の上で補助金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 地方農政局長等が、第7第1項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

- 第10 補助事業者は、第9第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、第9第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、その理由を明記した別記様式第3号による交付決定前着手届を、補助事業者にあっては地方農政局長等に、間接補助事業者にあっては都道府県知事に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第9第1項の規定による通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

- 3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 11 補助事業者は、第 7 第 1 項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第 12 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の 2 分の 1 までとする。

(債権譲渡等の禁止)

- 第 13 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第 14 補助事業者又は間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等（別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるものは除く。）をしようとするときは、別記様式第 4 号による変更等承認申請書を、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。（補助金額の増額を伴う変更を含む。）
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等又は都道府県知事は、前 2 項の承認をする場合は、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 1 の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第 16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の実施状況を記載した書面（補助事業者が補助事業に関して繰越しを必要とする場合は、繰越承認申請書も含む。）を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第 17 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付の決定のあった年度から事業が終了する年度まで、12 月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記様式第 5 号

による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出して報告しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号により概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、概算払は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

- 2 補助事業者は、間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了し、又は第14第1項による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第7号による実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第7第2項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付の申請をした補助事業者であって、第1項の実績報告書を提出する時点で当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである者は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付の申請をした補助事業者であって、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した者は、当該金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令に基づきこれを返還しなければならない。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第 21 補助事業者は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合においては、第 20 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（交付決定の取消又は変更）

- 第 22 地方農政局長等は、第 14 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、補助事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反したこと。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したこと。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適当な行為をしたこと。
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施にあたって、法令に違反したこと。
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用したこと。
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により交付の決定を取り消した場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付に係る延滞金の納付については、第 20 第 3 項の規定（括弧書きを除く）を準用する。

（収益納付）

- 第 23 補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度以降 3 年間毎年、当該事業の実施による、別表 1 の事業内容の 1（4）のアの新商品等の販売に係る収益の状況について、別記様式第 10 号により地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業終了年度の翌年度以降 3 年間毎年、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2 月以内に、当該事業の収益の状況について、別記様式 10 号により都道府県知事に報告しなければならない。

ただし、本事業の事業収益が第1項の報告において一度も生じていない場合で、4年目以降も当該事業により開発等した新商品の製造・販売を継続する場合又は第1項の報告期間中に当該事業により開発等した新商品の製造・販売を開始していない場合で、4年目以降に製造・販売を開始する場合は、当該新商品等の製造若しくは販売を取りやめる年度又は事業収益が初めて生じた年度の翌年度までの間、都道府県知事への報告を継続することとし、補助事業者から地方農政局長等への報告も同様とする。

- 3 第1項及び前項による報告があった場合は、地方農政局長等又は都道府県知事は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

(補助金の経理)

第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第25 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第26 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第5、第14から第17、第19及び第21から第24の規定に準ずる条件及び適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱に掲げる条件に従うよう条件を付さなければならない。

- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 間接補助金の交付を受けようとする者は、当該間接補助金の交付申請を行う前に、別記様式第13号による事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第27 補助事業者は、第6第1項の規定による事業実施計画の提出、第6第2項の規定による間接補助事業実施計画の提出、第7第1項の規定による交付の申請、第10第2項の交付決定前着手届、第14の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第1項の規定による実績報告、第19第2項の規定による年度終了実績報告、第19第4項の消費税仕入控除税額

の確定に伴う報告、第 23 第 1 項の規定による収益状況報告及び第 29 第 1 項の規定による事業実施状況及び成果の報告については、当該各規定の定めにかかわらず、共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 4 補助事業者が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（国庫納付に当たっての留意事項）

- 第 28 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金に相当する範囲で、国庫納付しなければならない。

（事業実施状況及び成果の報告及び評価）

- 第 29 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた進捗状況または成果目標の達成状況について、別記様式第 14 号により、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、間接補助事業者にあつては毎年 6 月末までに都道府県知事に、補助事業者にあつては毎年 9 月末までに地方農政局長等に報告すること。
- 2 地方農政局長等は、第 1 項の規定により補助事業者から報告を受けた場合は、その内容を点検または評価を行い、成果目標の達成が図られるよう補助事業者に指導するものとする。
 - 3 補助事業者は、第 2 項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、成果目標の達成に向けた取組を行うこと。
 - 4 地方農政局長等は、第 1 項の報告内容及び第 2 項の指導内容を、毎年 12 月末までに大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に報告するものとする。

（その他）

- 第 30 補助事業者は、補助事業の実施後も、ローカルフードビジネスを持続的に創出できる体制を整備するよう努めるものとする。
- 2 補助事業者は、本事業の普及のため、地方農政局長等の求めに応じ、都道府県名及び事業概要を公表することについて応じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

地域食品産業連携プロジェクト推進事業別表1

区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	間接補助事業者	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
								経費の配分の変更	事業内容の変更
新市場創出対策地方公共団体事業費補助金	1 都道府県による事業 都道府県が、自らが管轄する区域において、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画したプラットフォームを形成し、地域の農林水産物等の地域資源を活用したローカルフードビジネスを創出する取組を支援するため、以下に掲げる経費であって、補助対象経費に掲げる経費を補助するものとする。 (1) プラットフォームの形成 補助事業の運営を行う事務局として、LFPパートナーで構成するプラットフォームを形成し、運営する。 (2) 研修会の開催 LFPコーディネーター及び専門家による、LFPパートナーを対象とした、ローカルフードビジネスの理解醸成に資する講義、地域資源の洗い出しや磨き上げによるローカルフードビジネスのアイデアを生み出すワークショップ、その他中央LFPとの協議の上で都道府県が企画して行う研修会を年に2回から3回程度開催する。 (3) 戦略会議の開催 (2)の研修会での意見を基にしたローカルフードビジネスの基本構想を検討する会議を年に2回程度開催するとともに、ローカルフードビジネスを担う事業者とのマッチングを実施する。実施にあたっては、LFPコーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。 (4) ローカルフードビジネスの実施 ア ローカルフードビジネスの実施に当たって間接補助事業者が行う新商品の開発又は販路開拓等の取組に必要な経費を補助する。 イ ア及び中央LFPの助言及び指導の下で行うクラウドファンディング支援に必要な事務費 2 間接補助事業者による事業 間接補助事業者が、地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出するために、LFPコーディネーター及び専門家の指導・助言を受けて行う以下の取組に必要な経費を補助するものとする。 (1) 新商品等の開発 LFPにおいて組成された、ローカルフードビジネスの新商品、新メニュー、新サービス等(以下「新商品等」という。)の開発に必要な試作品、パッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組は確実に産業として成り立つ新商品等を開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。 (2) 販路開拓の実施 2の(1)で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。	1 都道府県による事業 (1)プラットフォームの形成に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、管理運営費等 (2)研修会の開催に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費等 (3)戦略会議の開催に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費等 (4)ローカルフードビジネスの実施に係る経費 アに係る経費 新商品等企画・実証・開発費、消費者評価会実施費及び販売促進展開費の補助に係る経費 イに係る経費 通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費等 2 間接補助事業者による事業 (1)新商品等の開発に係る経費 新商品等企画・実証・開発費(データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等) (2)販路開拓の実施に係る経費 消費者評価会実施費(会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等)、販売促進展開費(出展料、出展旅費(1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。)、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等)	都道府県	別記「間接補助事業者の要件」を満たすLFPパートナーである農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)、食品加工事業者、流通・販売事業者等のうち、新商品等の開発・販路開拓の取組を主体的に行ういずれかの事業者	定額(事業内容1の(4)のAにかかる経費は4,000千円以内)	以下に掲げる条件を全て満たすこと。ただし、別表2の基準に照らしてポイントの高い順に配分することとする。 (1) LFPパートナーのほか、補助事業の内容に照らして必要となる関係機関との連携体制が構築されていること。 〔削る〕 (2) 取得した個人情報適切に取り扱う体制が構築されていること。 (3) 経理について複数の者による審査体制が構築されていること。 (4) 事業内容1の(2)については、事業実施年度の8月中までを目途とし、2については事業実施年度の9月を目途に取組を開始すること。	1年間	事業内容及び補助対象経費の欄の1の(1)から(4)までのAは除く。)(に掲げる経費の相互間における各経費の30%以内の増減	1 ローカルフードビジネスの内容以外の変更 2 補助事業に要する経費の30%以内の減

別表2 地域食品産業連携プロジェクト推進事業の配分基準

1 輸出枠の取組に対する配分

輸出枠の対象となる取組は、今後新たに輸出を目指して行われる取組であって、その取組について輸出事業計画の認定を受ける（変更も含む）予定であるものとする。輸出枠の対象となる事業実施計画をポイントの高い順に並べ、輸出枠の範囲内で配分することとし、輸出枠として配分とならなかった事業実施計画については、輸出枠の対象とならない事業実施計画と合わせ、ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内で配分することとする。

2 輸出枠以外の取組に対する配分

輸出枠の対象となる事業実施計画への配分を行った後、残りの事業実施計画についてもポイントの高い順に並べ、残りの配分可能額の範囲内で配分することとする。要望額が予算額を上回る場合には、減額し配分する場合がある。

3 評価の基準

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	① 事業の目的が「持続的なローカルフードビジネスの創出」に資する取組となっているか。	5
	ア 事業の目的が「持続的なローカルフードビジネスの創出」に資するものとなっている。	
	イ 事業の目的が「持続的なローカルフードビジネスの創出」に資するものとなっていない。	
	② 事業の目的が、地域の社会的課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	5
	ア 社会的課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	
	イ 社会的課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	
	ウ 現状の把握、社会的課題の把握が行われていない。	
		3 不選定

【費用対効果】	③ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定
【実現性】	④ ローカルフードビジネスの創出に資するプラットフォームの形成を期待することができるか。 ア 地域内のLFPパートナーの参画が十分であるとともに、イノベーションの創発に資する食品産業等以外の異業種等の参画が見込まれる。 イ 地域内のLFPパートナーの参画が十分見込まれる。 ウ 地域内のLFPパートナーの参画が不十分となることが見込まれる。	5 3 不選定
【独創性・先進性】	⑤ ローカルフードビジネスが地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。 (1) 地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造 ア 地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造が十分に期待できる。 イ 地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造が期待できる。 ウ 地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造が期待できない。	5 3 不選定
	(2) イノベーションの創発 ア イノベーションの創発が十分に期待できる。 イ イノベーションの創発が期待できる。 ウ イノベーションの創発が期待できない。	5 3 不選定
	(3) 好循環を生み出すバリューチェーンの構築 ア 消費者のニーズを反映する好循環を生み出すバリューチェーンの構築が十分に期待できる。 イ 消費者のニーズを反映する好循環を生み出すバリューチェーンの構築が期待できる。 ウ 消費者のニーズを反映する好循環を生み出すバリューチェーンの構築が期待できない。	5 3 不選定

	(4) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築 ア 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が十分に期待できる。 イ 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が期待できる。 ウ 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が期待できない。	5 3 不選定
【継続性】	⑥ 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。 ア ローカルフードビジネス創出の継続性が十分に期待できる。 イ ローカルフードビジネス創出の継続性が期待できる。 ウ ローカルフードビジネス創出の継続性が期待できない。	5 3 不選定
【関連性】	⑦ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 事業実施主体で、「地産地消促進計画」を策定しているか。 イ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。 ウ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた取組であるか。 エ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか オ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか カ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組であるか キ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。 ※アからキのいずれかに該当した場合に最高5ポイントを加算できるものとする。	2 2 2 2 2 2 3

間接補助事業者の要件

間接補助事業者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

1 共通要件

- (1) L F P パートナーの中から、バリューチェーンの各段階において異なる 1 者以上、計 3 者以上が連携して取り組む事業であり、連携に当たって成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
- (2) 3 年から 5 年の事業実施計画が作成されていること。
- (3) イノベーションを創発させるために、L F P パートナーの大学及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (4) バリューチェーンの各段階で、消費者のニーズを反映する仕組みの構築に取り組むこと。
- (5) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築に取り組むこと。

2 メニューごとの要件

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物等の地域資源を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。
 - なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。
 - ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

3 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施主体自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式第1号(第6関係)

〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱(令和3年3月29日付け2食産第6806号農林水産省事務次官依命通知)第6に基づき、地方農政局長等に以下について提出します。

記

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実施計画

1. 申請者					
・氏名又は名称					
・代表者(法人・団体の場合)					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
2. 申請内容					
輸出枠					
事業の目的及び効果					
事業の実施方針					
目標年度及び成果目標					
経費の配分					
区分	経費	国庫補助金(円)	自己負担(円)	消費税区分	備考
プラットフォーム形成	プラットフォーム形成費				
研修会の開催	研修会開催費				
戦略会議の開催	戦略会議開催費				
ローカルフードビジネスの実施(間接補助支援)	新商品等企画・実証・開発費、消費者評価会実施費、販売促進展開費				
ローカルフードビジネスの支援(事務局経費)	事務局経費				
合計		0	0		
事業完了予定年月日					
3. 事業内容					
区分					
プラットフォーム形成					
LFPの組織構成					
参画する事業者名(業種)	事業概要	備考			
〇〇(〇〇)					
〇〇(〇〇)					
〇〇(〇〇)					
研修会の開催					
	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
(1)LFPの意義・意識を醸成するための中央LFP講師による講義					
(2)アイディアを磨き上げるワークショップ					
(3)ローカルフードビジネスの実施に向けた研修					
戦略会議の開催					
	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
想定するローカルフードビジネスの概要					
ローカルフードビジネスの実践					
新商品等開発又は販路開拓の内事業実施後のLFPの継続に向けた取組					
補助事業者による取組					
4. 添付書類					
書類名	提出方法				
地産地消促進計画					
〇〇〇の取組					
経費の内訳					

別記様式第2号(第7関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
申請者の主たる事務所の所在地を管轄する農政局長等	
3. 申請する補助金	
和暦及び補助金の名称	令和○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金

以上の補助金について地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第7に基づき以下のとおり交付を申請します。

4. 申請内容					
事業の目的					
事業の内容	別紙事業計画のとおり				
5. 経費の配分及び負担区分					
区分	経費	国庫補助金(円)	自己負担(円)	消費税区分	備考
プラットフォーム形成	○○費				
研修会の開催	○○費				
戦略会議の開催	○○費				
ローカルフードビジネスの実施(間接補助支援)	○○費				
ローカルフードビジネスの支援(事務局経費)	○○費				
合計		0	0		
事業完了予定年月日					

6. 添付書類		
書類名	提出方法	
事業計画		
交付規定の類		

別記様式第3号(第10関係)

○第○○号

○○年○月○日

交付決定前着手届

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する
- 2 交付決定を受けた補助金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

・事業の区分	
・事業費(円)	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

別記様式第4号(第14関係)

〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業【変更／中止／廃止】申請

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の理由					
事業の内容	別紙事業計画のとおり				
区分	経費	国庫補助金(円)	自己負担(円)	消費税区分	備考
プラットフォーム形成	〇〇費				
研修会の開催	〇〇費				
戦略会議の開催	〇〇費				
ローカルフードビジネスの実施(間接補助支援)	〇〇費				
ローカルフードビジネスの支援(事務局経費)	〇〇費				
合計		0	0		
事業完了予定年月日					

2. 添付書類

書類名	提出方法				
事業計画					
交付規定の類					

別記様式第5号(第17関係)

〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業遂行状況報告

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	補助対象経費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
プラットフォーム形成	円	円	%	円		
研修会の開催	円	円	%	円		
戦略会議の開催	円	円	%	円		
ローカルフードビジネスの実施(間接補助支援)	円	円	%	円		
ローカルフードビジネスの支援(事務局経費)	円	円	%	円		
合計	円	円	%	円		

別記様式第6号(第18関係)

〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業概算払請求書

・請求先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり概算払を請求します。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

1. 請求情報	
・交付決定額(円)	
・概算払受領済額(円)	
・請求金額(円)	
・添付書類(URLでも可)	

2. 振込先	
・振込先金融機関名	
・金融機関コード(4桁)	
・支店名	
・店番号(3桁)	
・預金の種別	
・口座番号	
・預金名義(カタカナ)	

区分	補助対象経費 (円)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残額(A)-((B) +(C))		事業完了 予定年月日	備考
		金額 (円)	出来高 (%)		金額 (円)	〇月〇日現在の 予定出来高 (%)	金額 (円)	〇月〇日までの 予定出来高 (%)		
プラットフォーム形成										
研修会の開催										
戦略会議の開催										
ローカルフードビジネスの実施(間 接補助支援)										
ローカルフードビジネスの支援(事 務局経費)										
合計										

別記様式第7号(第19関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実績報告

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり実績を報告します。
(また、併せて精算額として地域食品産業連携プロジェクト推進事業○○円の交付を請求します。)

1. 実績報告

事業の内容及び実績					
経費の配分					
区分		事業費(A+B) (円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金(A)	その他(B)	
プラットフォーム形成					
研修会の開催					
戦略会議の開催					
ローカルフードビジネスの実施(間接補助支援)					
ローカルフードビジネスの支援(事務局経費)					
合計		0	0	0	

事業完了年月日

収入					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
国庫補助金					
合計	0	0	0	0	

支出					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
			増	減	
合計	0	0	0	0	

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL			

文書番号(記載任意)	〇第〇〇号
申請日	〇〇年〇月〇日

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業年度終了実績報告書

・申請先		
・氏名又は名称		
・代表者(法人・団体の場合)		
・住所又は主たる事務所		
・法人番号		

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり実績を報告します。

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	(A)のうち 未支出済額	翌年度繰越 額	
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							

別記様式第9号(第19関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の消費税仕入控除税額報告

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 (法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり報告します。

1. 報告	
交付決定額(円)	
交付決定時に減額した消費税仕入控除税額(円)	
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額(円)	
補助金返還相当額(円)	
消費税仕入控除税額が【明らかに ならない／ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

別記様式第10号（第23関係）

○第○○号	
○○年○月○日	

○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の収益状況報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の事業収益の状況について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱（令和3年3月29日付2食産第6806号農林水産事務次官依命通知）第23の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1. 報告の内容									
1 事業の中心となる農林漁業者・民間事業者等の名称									
2 会計年度（決算期間）		年 月 日 ～ 年 月 日							
3 事業（ローカルフードビジネス）の概要									
4 事業で取り組んだ新商品名等									
5 事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日							
6 販売実績、費用等									
	項 目	事業実施年度	事業年度 （1年目）	事業年度 （2年目）	事業年度 （3年目）	事業年度 （4年目）	事業年度 （5年目）	累計額	備考
(1)	事業に係る特許権等の収益の額（円）	—	0					0	
(2)	事業による成果の供与による収益の額（円）	—	0	0	0	0	0	0	
(3)	事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額（円）	—						0	$\sum A_i$
(4)	(3)の売上高を得るために要した費用の額（本事業実施に要した費用除く。）（円）	—						0	$\sum E_i$
(5)	本事業実施に要した費用の額	—						0	C
(6)	補助金の確定額（円）	—		—	—	—	—	0	D
(7)	納付額（円）				0	0	0	0	E
(8)	納付すべき事業収益額（円）	—	#DIV/0!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#DIV/0!	E_i
7 収益の状況に関する事項									
		—							
8 事業継続に関する事項									
		—							
2. 添付書類									
書類名		提出方法		URL					

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金調書

国				〇〇【県／市／町／村】										備考
				歳入			歳出							
区分	経費	交付決定額 (円)	補助率	科目	予算現額 (円)	収入済額 (円)	科目	予算現額 (円)	予算現額の うち国庫補 助金相当額 (円)	支出済額 (円)	支出済額の うち国庫補 助金相当額 (円)	翌年度 繰越額(円)	翌年度 繰越額の うち 国庫補助金 相当額(円)	
プラットフォーム形成	〇〇費													
研修会の開催	〇〇費													
戦略会議の開催	〇〇費													
ローカルフードビジネスの実施(間 接補助支援)	〇〇費													
ローカルフードビジネスの支援(事 務局経費)	その他													

別記様式第12号(第12関係)

○第○○号

○○年○月○日

契約に係る指名停止等に関する申立

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

別記様式第13号(第26関係)

〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱(令和3年3月29日付け2食産第6806号農林水産事務次官依命通知)第26に基づき、都道府県知事に以下について提出します。

記

令和〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実施計画(ローカルフードビジネスの支援)

1. 申請者					
・氏名又は名称					
・代表者(法人・団体の場合)					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
2. 申請内容					
事業の目的及び効果					
事業の実施方針					
目標年度及び成果目標					
経費の配分					
区分	経費	国庫補助金(円)	自己負担(円)	消費税区分	備考
ローカルフードビジネスの実施	新商品等企画・実証・開発費				
	消費者評価会実施費				
	販売促進展開費				
合計		0	0		
事業完了予定年月日					
3. 事業内容					
区分					
事業推進体制					
共同で事業を実施する事業者及び連携者	1次事業者				
	2次事業者				
	3次事業者				
	連携事業者				
新商品等の概要					
新商品等名					
取組内容					
新商品開発、消費者評価会の開催、販路開拓の実施					
売上計画					
4. 添付書類					
書類名	提出方法				
定款又はこれに準ずる規約					
事業計画、収支予算書及び収支決算書等					
経費の内訳					

別記様式第14号(第29関係)

○第○○号
○○年○月○日

令和○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の事業実施状況報告及び評価報告

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された令和○年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業について、以下のとおり事業実施状況報告及び評価を報告します。

定量的な成果目標						
区分	総事業費	補助金				完了年月日
		補助金	都道府県費	市町村費	その他	
○○事業	円	円	円	円	円	

年度	事業実施主体の自己点検結果及び自己評価	計画時の目標値(A)	実績値(B)	達成率(C)	事業の実施状況概要
目標年度					
実績(初年度)					
実績(第2年度)					
実績(第3年度)					
実績(第4年度)					
実績(第5年度)					